

いじめ防止基本方針

泉大津市立上條小学校

1 定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級やクラブ活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童との何らかの人的関係をさし、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

2 基本理念

- ① いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ② いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止

(1) 基本的考え方

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

未然防止の基本は、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行うことである。

(2) いじめの防止のための措置

① いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、児童に対して、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。

4月職員会議で「いじめ防止基本方針」の確認、朝礼・学校での講話 いじめをなくす肯定的な掲示をする（児童会・生活環境委員会） 道徳授業での取り組み、学級びらき・学年びらき
--

②いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りによどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

道徳授業での取り組み、道徳人権部会での取り組み、読み聞かせ・読書なかま作り、宿泊行事、たてわり活動、なかよしタイム、他者理解教育

③いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める、学級や学年、クラブ活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進める。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

なかま作り、クラブ活動、学年球技大会、なわとび朝礼・検定、運動会
読書タイム、研究授業

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払うこと。

④自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。その際、当該学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫すること。

道徳授業での取り組み（いいところ見つけなど）、たてわり活動、なかよしタイム
委員会活動

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組むこと。

小中連携、幼小連携

⑤児童自らがいじめについて学び、取り組む

児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

なお、教職員は、全ての児童生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がけること。

道徳授業での取り組み、たてわり活動、なかよしタイム、委員会活動 児童会・生活環境委員会での啓発活動、学級活動

4 早期発見

(1) 基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

なお、指導に困難を抱える学級や学年では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意すること。また、例えば暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応すること。

(2) いじめの早期発見のための措置

定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

いじめアンケート年2回（6月11月）、学校アンケート年1回（3学期） 月1回の教育相談、子どもを語る会、3部会、人権道徳部会での取り組み

児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検し、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。なお、教育相談等で得た、児童の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱うこと。

定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用

する。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有すること。

5 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うこと。

これらの対応について、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(別添)を活用するなど、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保すること。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ対策委員会」に直ちに情報を共有し、「いじめ対策委員会」が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。

学校が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めること。

(3) いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた

児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮すること。児童の個人情報取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考える。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行うこと。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにすること。

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(6) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとるように指導をする。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置をとるように指導をする。こうした措置をとるに当たり、教育委員会に報告するとともに、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めること。

早期発見の観点から、ネット上のトラブルの発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

6 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、「いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

(2) 校内研修の充実

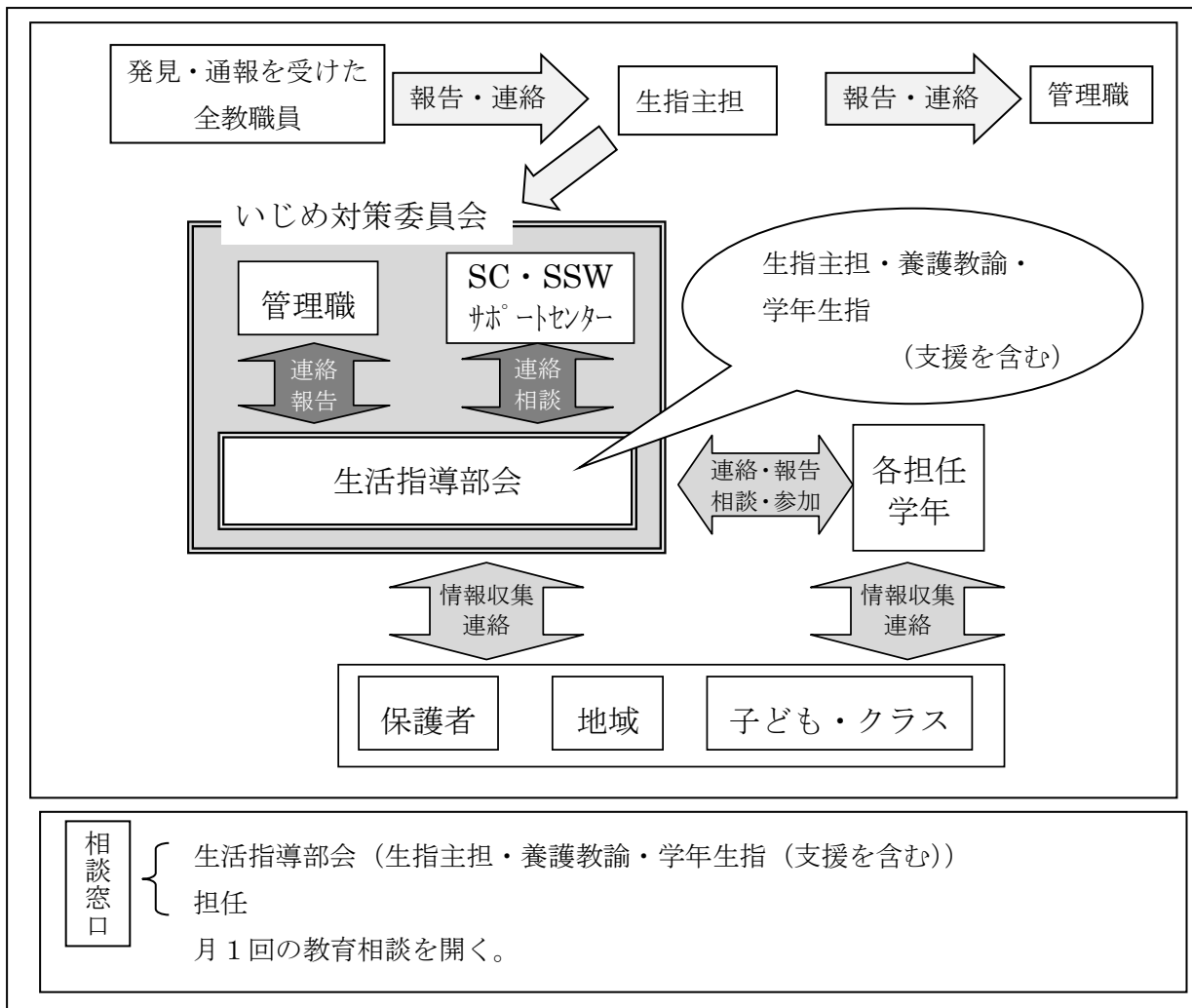
全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修を実施する。

(3) 地域や家庭との連携について

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だより、学級通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

学校だより、学年通信、学級通信、オープンスクール、家庭訪問、個人懇談



相談窓口 { 生活指導部会 (生指主任・養護教諭・学年生指 (支援を含む))
 担任
 月1回の教育相談を開く。

いじめ対応フロー（いじめ発覚時の適切な対応に向けて）

【留意事項】

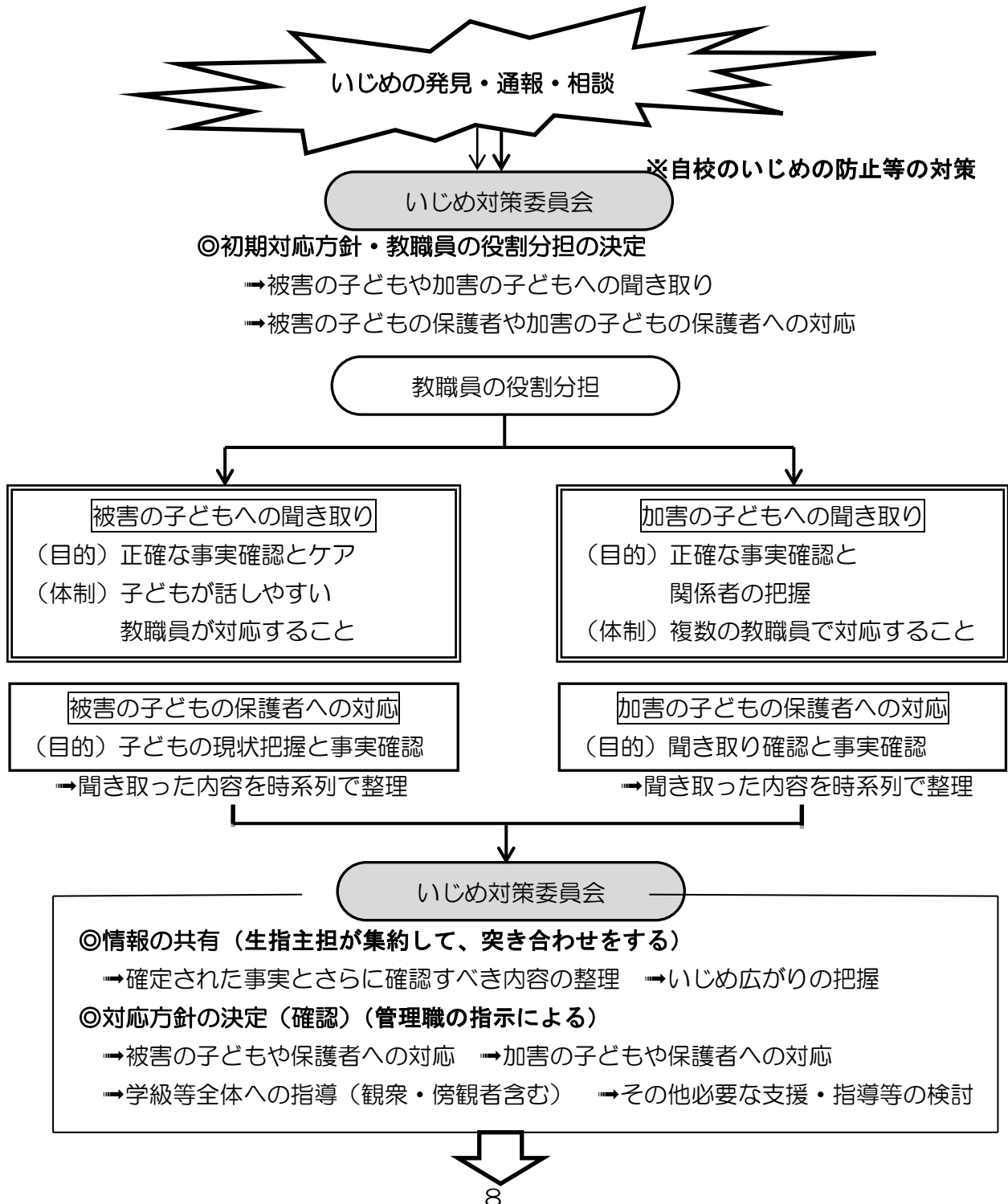
◎情報の取り扱い（生指担当がまとめ、管理職の指示で）

- 教育委員会への報告 →その他状況に応じた対応（保護者・地域への説明等）
- （※重大事態及びその可能性のあるいじめについては必ず市教委へ報告）

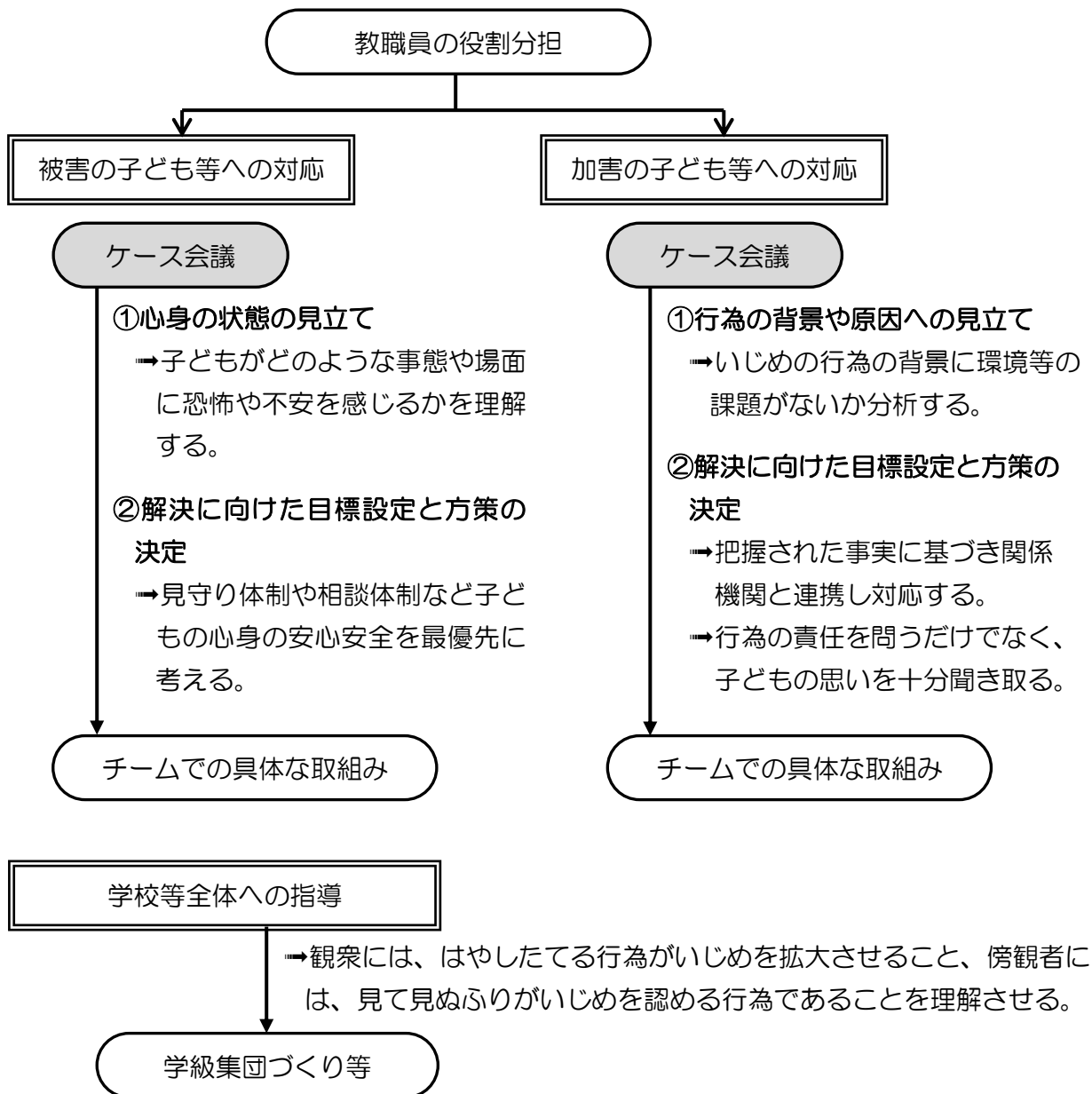
◎専門家や関係機関との連携（管理職が窓口になる）

- 専門家の活用 →関係機関との連携

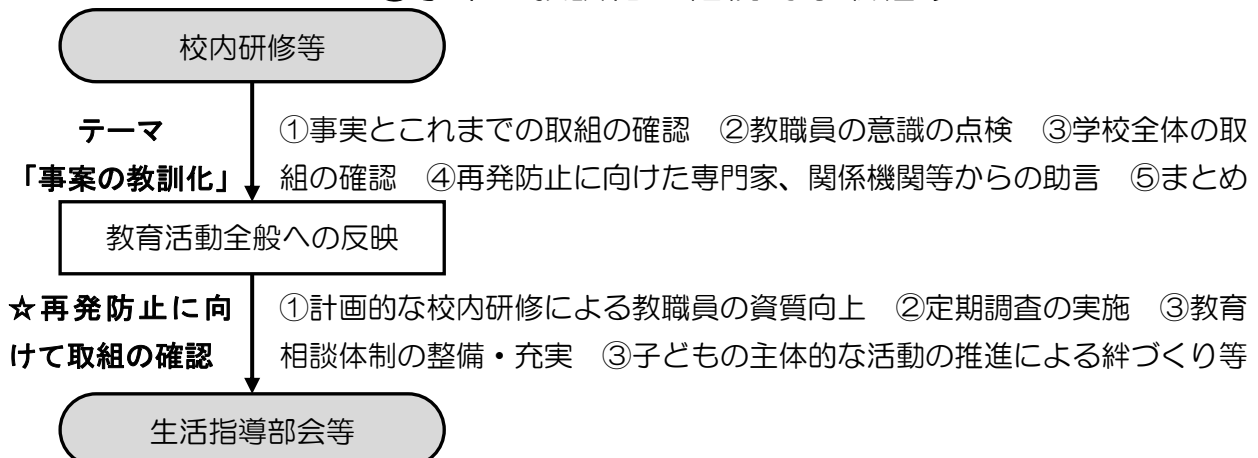
①「チーム対応」による迅速な初期対応と情報の共有、対応の方向性の決定



②教職員とSC、SSW等が連携したチーム対応



③事案の教訓化と継続的な取組み



いじめ防止対策年間計画

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	支援	教職員
4月	相談窓口周知 学級びらき 学年びらき	相談窓口周知 学級びらき 学年びらき	相談窓口周知 学級びらき 学年びらき	相談窓口周知 学級びらき 学年びらき	相談窓口周知 学級びらき 学年びらき	相談窓口周知 学級びらき 学年びらき	相談窓口周知 学級びらき	相談窓口周知 基本方針周知
5月	家庭訪問 道徳(いじめ) 他者理解教育 (支援学級めぐり)	家庭訪問 道徳(いじめ)	家庭訪問 道徳(いじめ)	家庭訪問 道徳(いじめ)	家庭訪問 道徳(福祉) Q-U調査 ネット犯罪防止教室	家庭訪問 道徳(いじめ) ネット犯罪防止教室	家庭訪問 他者理解教育 (支援学級めぐり)	支援子どもを語る会
6月	アンケート①	アンケート①	アンケート①	アンケート① 道徳人権学習 (福祉)	アンケート①	アンケート①	アンケート① 支援遠足	Q-U活用研修 子どもを語る会
7月	相談窓口周知 個人懇談	相談窓口周知 個人懇談	相談窓口周知 個人懇談	相談窓口周知 個人懇談 平和学習 水泳大会	相談窓口周知 個人懇談	相談窓口周知 個人懇談 研究授業	相談窓口周知 個人懇談 幼小連携 (夏祭り)	いじめ防止対策研修 研究授業
8月					林間学校		支援宿泊	道徳全体研修 生指全体研修
9月	運動会	運動会	運動会	運動会 CAP	運動会 非行防止教室	運動会	運動会	
10月	オープンスクール	オープンスクール	オープンスクール	オープンスクール 道徳人権学習 (福祉)	オープンスクール	オープンスクール 修学旅行	オープンスクール ミニ動物園	
11月	アンケート②	アンケート②	アンケート② 道徳人権学習 (自主自立)	アンケート② 道徳人権学習 (福祉)	アンケート② 道徳(いじめ) 他者理解教育 (支援との交流)	アンケート② 道徳人権学習 (平和) 薬物防止教室	アンケート② 他者理解教育 (支援との交流)	子どもを語る会 研究授業
12月	相談窓口周知 個人懇談	相談窓口周知 個人懇談	相談窓口周知 個人懇談 球技大会	相談窓口周知 個人懇談	相談窓口周知 個人懇談	相談窓口周知 個人懇談	相談窓口周知 個人懇談 幼小連携 (もちつき大会)	研究授業
1月	なわとび 道徳人権学習 (仲間作り) 幼小連携 (体験入学)	なわとび 道徳人権学習 (自尊感情) 笑育	なわとび 茶道教室	なわとび 道徳人権学習 (福祉)	なわとび Q-U調査	なわとび スキー合宿		
2月	学校アンケート 読み聞かせ	学校アンケート 読み聞かせ 華道教室	学校アンケート 非行防止教室	学校アンケート 道徳(自尊感情) 他者理解教育 二分の一人式 支援他者理解教育	学校アンケート 道徳人権学習 (環境)	学校アンケート 球技大会	支援他者理解教育 芸術鑑賞会	生指研修
3月	球技大会	球技大会		球技大会	球技大会		幼小連携 (お別れ会)	
通年	学校だより 学年通信 学級通信 読書タイム たてわり活動 なかよしタイム	学校だより 学年通信 学級通信 読書タイム たてわり活動 なかよしタイム	学校だより 学年通信 学級通信 読書タイム たてわり活動 なかよしタイム	学校だより 学年通信 学級通信 読書タイム たてわり活動 なかよしタイム クラブ活動	学校だより 学年通信 学級通信 読書タイム たてわり活動 なかよしタイム クラブ活動 委員会活動	学校だより 学年通信 学級通信 読書タイム たてわり活動 なかよしタイム クラブ活動 委員会活動	学校だより 読書タイム たてわり活動 なかよしタイム クラブ活動 委員会活動	教育相談 小中連携 幼小連携

